

東 山 墓 園

一般墓所使用のしおり

=名 張 市=

## 使用者のみなさまへ

墓所使用にあたっての留意点を説明しております。  
よくご覧いただき、墓園の適切な維持・管理にご協力ください。

# 東山墓園一般墓所

## 東山墓園一般墓所使用許可証

墓所の使用を許可したことの証として「東山墓園一般墓所使用許可証」を交付します。

「東山墓園一般墓所使用許可証」がないと、墓碑の建立、遺骨の埋蔵等の各種手続きを行っていただくことができませんので、大切に保管してください。

## 墓所使用の諸手続 (次のような場合、速やかに手続きを行ってください)

### ○遺骨などを埋蔵(改葬)する場合

必要書類: 東山墓園一般墓所埋蔵(改葬)届出書、東山墓園一般墓所使用許可証

添付書類: 死体(胎)火葬許可証(改葬の場合は改葬許可証)

### ○使用者の本籍・住所・氏名に変更があった場合

必要書類: 東山墓園一般墓所使用者等変更届、東山墓園一般墓所使用許可証

添付書類: 住民票抄本その他変更の内容を証するもの

○ 使用者が死亡した場合

(原則として使用者が死亡した場合にのみ、相続人等に使用権を承継していただけます。)

必要書類: 東山墓園一般墓所使用承継承認申請書、東山墓園一般墓所使用許可証

添付書類: 承継者の住民票抄本(本籍地記載のもの)、承継者と被承継者との続柄を証するもの、  
承継原因(死亡等)を証するもの(除籍謄本など)

○ 使用許可証を紛失した場合

必要書類: 東山墓園一般墓所使用許可証再交付申請書

添付書類: 使用者本人と確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)

○ 埋蔵した遺骨を他の墓所へ分骨される場合(埋蔵証明書を発行します)

必要書類: 東山墓園一般墓所埋蔵証明交付申請書、東山墓園一般墓所使用許可証

○ 墓石の建立など設置工事を行う場合

必要書類: 東山墓園一般墓所工事届出書、平面図及び正面図

**※ 貸付墓所によっては水はけの良くない場所がありますので、工事の際には依頼される業者さんにご相談されることをおすすめします。**

○ 墓所を返還する場合

必要書類: 東山墓園一般墓所返還届兼返還金還付請求書(請求書部分に押印(認印)が必要です)、東山墓園一般墓所使用許可証、使用者名義の振込口座情報、他墓所への改葬による返還の場合は埋蔵証明交付申請書

注意事項: 返還にあたっては、貸付墓所の既使用・未使用にかかわらず、使用者の費用負担にて除草・清掃の上、更地(貸付前)の状態に戻していただきます。

返 還 金: 使用の状況により使用料の一部をお返しします。管理料の返還はありません。

経過年数	未使用の場合	既使用の場合
10年未満	既納永代使用料の80%	既納永代使用料の40%
10年以上15年未満	既納永代使用料の60%	既納永代使用料の30%
15年以上	既納永代使用料の40%	既納永代使用料の20%

※既使用とは墓碑の建立または納骨を意味します。囲障(巻石等)の工事だけを行って、納骨の事実がない場合は未使用として取り扱います。

## 墓所の使用制限

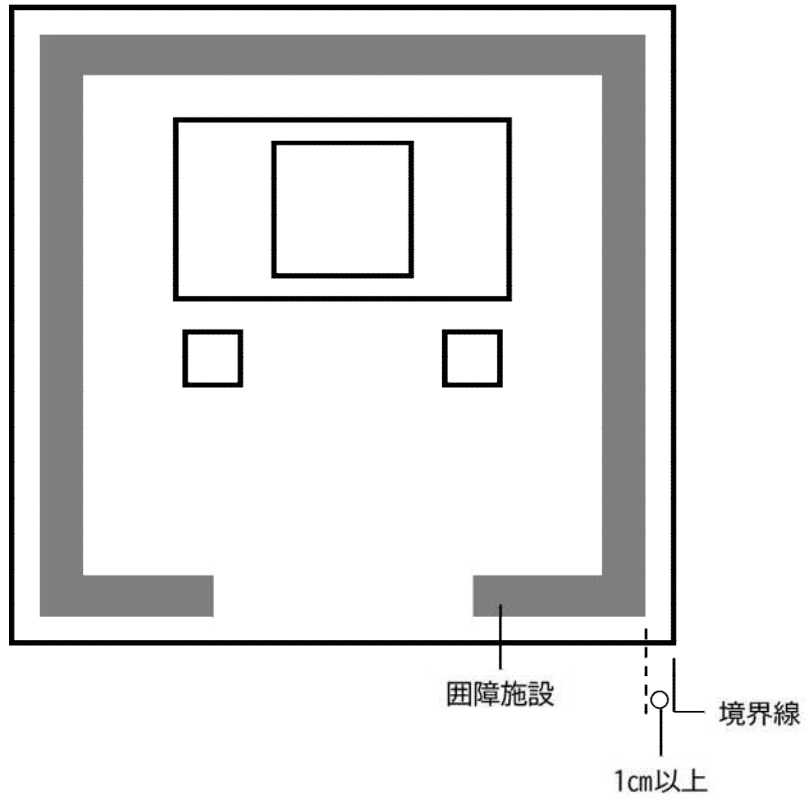
- 墓所の使用は、1使用者につき1区画です。
- 墓所は、焼骨、遺髪、爪等の埋蔵の目的以外では使用できません。
- 墓所の転貸または、使用权の譲渡はできません。
- 使用する墓所の区画変更はできません。
- 墓碑およびこれに類する施設の高さは、墓参路面から2.3メートル以内です。(他の墓所より移設する場合を除きます。)
- 墓碑などに、建立者として使用者の姓名を記してください。
- 墓所の高さは、墓参路面から0.3メートル以内です。
- 樹木の高さは、墓参路面から1.3メートル以内です。
- 囲障施設の高さは、墓参路面から1.0メートル以内です。
- 囲障施設は各境界線から1.0センチメートル以上控えて設置してください。

※

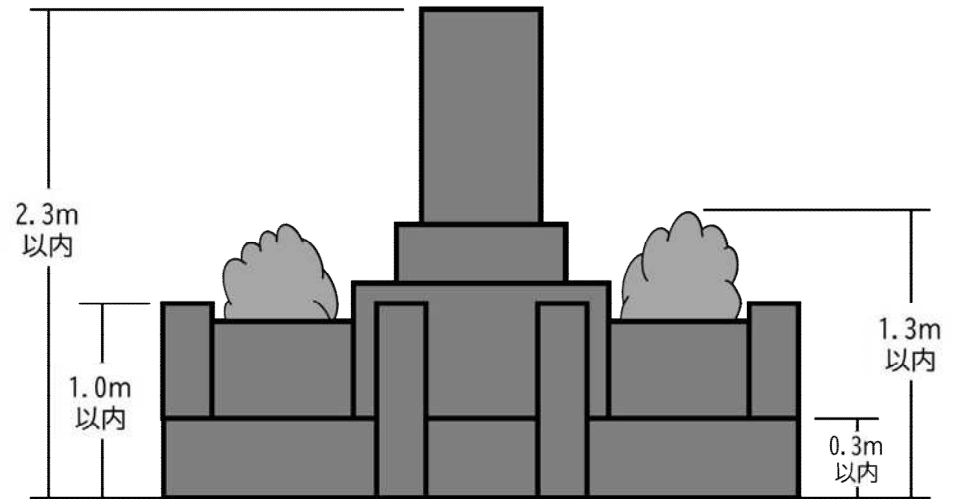
※ 詳しくは次ページを参照してください。

# 墓所の使用制限

平面図



立面図



参考	間口		奥行
3 m <sup>2</sup>	1.5m	×	2.0m
4 m <sup>2</sup>	2.0m	×	2.0m
6 m <sup>2</sup>	3.0m	×	2.0m

## 使用許可の取消し

次の事項に該当する場合は、使用権を取り消します。

この際、使用者本人の費用で墓所を貸付前の状態に戻していただきます。

- 墓所を目的外に使用したとき。
- 墓所を転貸または、使用権を譲渡したとき。
- 使用墓所の維持管理(除草など)を行わないとき。
- 法律、条例もしくはこれに基づく指示に違反したとき。
- 遺骨所持者・改葬の条件で応募された方で、所定の期日までに墓碑を建立し、納骨をされな  
いとき。

## 使用権の消滅

次の事項に該当する場合は、墓所の使用権は消滅したものとみなします。

- 使用者が死亡して10年以内に使用承継の申請がなされないとき。
- 使用者が行方不明となって10年を経過したとき。



## 注意事項

### ●さらしや骨壺(骨箱)、古い卒塔婆について

墓石に巻いていたさらし(白布)や納骨後の骨壺(骨箱)、交換した卒塔婆などを園内に捨てないでください。**東山墓園では、これらの引き取り、及び処分を行っていません。**

必ずお持ち帰りいただき、ご自宅で処分していただくか、寺社等にご相談ください。

### ●お供えについて

お供えの食べ物は必ずその日の内に持ち帰ってください。

放置されたお供え物は野生の動物に荒らされることが多く、参路や周囲の墓所が汚れ、他の使用者に迷惑がかかります。※空になった容器にも匂いが残っているため同様に荒らされます。(ゴミかごに捨てても、他のゴミごと荒らされます)必ず持ち帰り、ご自宅で処分してください。

### ●ゴミかごの使用について

東山墓園備え付けのゴミかごは、主に供花や草(少量に限ります)、お供えの飲み物の空き容器などを入れていただくためのものです。決して家庭ごみや食べ物等を入れないでください。

※お参りの方が休憩所や墓所で飲食したものの残りや空き容器も必ず持ち帰ってください。

〒518-0492

名張市鴻之台1番町1番地

名張市役所 地域環境部 環境対策室

電話 0595-63-7492

FAX 0595-63-4677

東山墓園

所在地 名張市下比奈知3733番地13

※ 下記期間以外、国道 368 号線側からの進入  
はできません。

・ 3/11～3/25 ・ 8/6～8/16

・ 9/13～9/27 ・ 12/28～1/4